

船橋市災害時看護職ボランティア要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市地域防災計画に基づき、発災時に開設される病院前救護所で医療救護活動に従事する看護師等を事前に登録することにより、発災時の医療救護活動を迅速かつ効果的に行えるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 看護職ボランティア 保健師、助産師、看護師及び准看護師の資格を有する者のうち、自発的な意思と善意によって、発災時に医療救護活動に当たる者をいう。

(2) トリアージ 通常の医療体制の能力を超えた多数の傷病者が発生した状況において、限られた人的・物的資源を最大限能率的に利用して最大多数の傷病者の生命を救うため、患者を外傷又は傷病の重症度によって分類し、治療の優先順位を決めることをいう。

(登録の対象)

第3条 この要綱に基づく医療従事スタッフとして登録ができる者は、船橋市の市域内に在住するまたは在勤する、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師、助産師、看護師及び准看護師とする。

(活動内容)

第4条 看護職ボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 病院前救護所において医師の指示に基づく被災傷病者のトリアージ業務の補助
- (2) 病院前救護所における被災傷病者に対する応急処置及び看護
- (3) 本人の同意を得て行う、病院前救護所以外の場所における医療救護活動
- (4) その他医療救護に係る業務

(活動期間)

第5条 看護職ボランティアの活動期間は、災害時に最も混乱することが想定される災害発生直後からおおむね2日間までとする。ただし、必要に応じて本人の同意を得ることにより期間を延長できるものとする。

(登録等)

第6条 看護職ボランティアとして登録しようとする者は、災害時看護職ボランティア登録申込書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申込みがあった場合において、その適否を審査し、適当と

認めるときは、災害時看護職ボランティア事前登録簿に登録するものとする。

(登録証の交付等)

第7条 市長は、前条第2項の規定により登録をした者（以下「登録者」という。）に船橋市災害時看護職ボランティア登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

2 登録者は、救援活動を行う場合は、登録証を常に携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(研修等の機会提供)

第8条 市長は、救援活動に関する知識の向上に寄与するため、登録者に対し必要な情報及び研修等の機会の提供に努めるものとする。

(登録者の個人情報)

第9条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するため、災害時の連絡及び救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、又は連絡調整に利用することができる。

2 前項の個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の例による。

(登録変更)

第10条 登録者は、登録内容に変更があったときは、災害時看護職ボランティア登録変更届を市長に提出しなければならない。

(登録抹消)

第11条 市長は、登録者から災害時看護職ボランティア登録辞退届の提出があったときは、当該登録を抹消するものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は必要と認める場合に登録を抹消することができる。

(活動の報酬)

第12条 本制度による看護職ボランティアの活動は、無償とする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される災害の場合は除く。

2 前項ただし書により支払いをする場合については、千葉県の定める基準による。

(医療紛争)

第13条 看護職ボランティアによる医療救護活動において医療紛争が生じた場合は、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員」とあるのは「看護職ボランテ

ィア」と、「国又は公共団体が」とあるのは「市が」と、同条第2項中「公務員」とあるのは「看護職ボランティア」と、「国又は公共団体」とあるのは「市」と読み替えるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要綱は令和3年6月1日から施行する。

附則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。